

住所変更に関する手続き相談会のお知らせ

下鶴間内山地区住居表示

- ◎住所変更の手続きについては、今回お配りした「住居表示手続きのしおり」に主な手続きについて記載してありますので、参考にご覧ください。
- ◎住所変更の手続きは、平成30年10月9日（火）以降に行なってください。
- ◎住所変更の手続きについて相談会を開催しますので、分からないことやご質問がある方はご利用ください。

■相談会の日程（会場の案内図は4ページに記載しています。）

日程	時間	相談会対象者	会場
9月21日（金）	午前11時～午後1時 午後2時～午後8時	新しい住所が中央林間七、八丁目にお住まいの方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月22日（土）	午前11時～午後1時 午後2時～午後8時	新しい住所が中央林間六、九丁目にお住まいの方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月23日（日）	午前11時～午後1時 午後2時～午後5時	全ての方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月24日（月・祝）	午前11時～午後1時 午後2時～午後5時	全ての方	中央林間内山自治会館

※会場の広さの関係から、対象区域を分けて日程を設定していますが、ご都合のつかない方はほかの日程をご利用いただいても構いません。

※各日開始直後は特に混雑が予想されますので、できるだけ午後にお越しいただきますようお願いいたします。

※相談会では係員が個別に対応しますので、混み合った場合にはお待ちいただくことが予想されます。時間に余裕を持ってお越しになられますようご理解ご協力をお願いいたします。

※会場への車でのご来場はご遠慮願います。

■相談会には今回お配りした「住居表示手続きのしおり」をご持参ください。

■2・3ページに、よくある質問を掲載していますので、参考にご覧ください。

《問い合わせ先》

大和市役所 街づくり計画課 電話046-260-5443

受付時間（午前8：30～12：00

午後1：00～ 5：15 土・日・祝日除く）

《よくある質問》

◆住所変更の手続をする場合、いつから行えばよいのか？

答え 10月9日（火）以降にお手続をお願いいたします。それ以前にお手続をすることはできません。

◆住居表示通知書が不足する場合、どうすればよいのか？

答え 住居表示通知書がさらに必要な場合には、10月9日（火）以降に「住居表示変更証明書」を市役所市民課、中央林間分室、渋谷分室、大和連絡所、桜ヶ丘連絡所、において無料で発行しますのでご利用ください。

◆住居表示の実施によって本籍も変更になるのか？

答え 区域内に本籍がある方は、次のように町名の部分が変わります。変更された方には、実施日（10月9日）以降に本籍変更のお知らせを筆頭者等に郵送します。

（例）【従 前】 大和市 下 鶴 間 1450番地

↓

【実施後】 大和市 中央林間〇丁目 1450番地

※地番部分を街区符号（中央林間〇丁目〇番）に変更したい場合は市民課（及び各分室）で本籍変更手続きをしてください。

◆銀行口座・生命保険・クレジットカードなどの住所変更手続は必要か？

答え 手続は各社それぞれ異なりますので、各取り扱い窓口にお問合せください。

◆パスポートの住所変更はどうすればよいのか？

答え 手続する必要はありません。お手持ちのパスポートの最終ページに旧住所を記入されている方は、ご自分で二重線を引き、余白部分に新住所をご記入してください。

◆年金を受給しているが、手続はどうすればよいのか？

答え 国民・厚生年金を受給されている方は、特に手続きは必要ありません。
共済年金を受給されている方は、各共済組合へお問合せください。

◆土地・建物登記簿の所有者の住所の変更登記は、いつまでに行えばよいのか？

答え 所有者の住所の変更登記は、実施日以降随時行っていただくこととなりますが、売買や抵当権設定などの事由が生じたときに手続きを行っていただいてもかまいません。

◆市外に土地・建物を所有しているが、住所の変更登記はどこで行えばよいのか？

答え 所有している土地・建物を管轄している法務局（登記所）で行っていただくこととなります。

【大和市内土地・建物の管轄】

横浜地方法務局 大和出張所 電話046-261-2645

(受付時間 午前8:30～午後5:15 土・日・祝日を除く)

※大和出張所は大和市のほかに海老名市、座間市、綾瀬市を管轄しています。

◆土地・建物登記簿や法人登記の住所の変更登記の際、書類を郵送して手続を行うことはできるのか？

答え 管轄している法務局（登記所）へ郵送で申請することは可能ですが、登記完了後、登記完了証が交付されますので、返信用にあて先を書いた封筒及び返信用の切手も送ることが必要となります。

◆「住所変更のお知らせ」用はがきが足りない場合はどうすればよいのか？また、パソコン等で自分で作成して印刷したい場合はどうすればよいのか？

答え 不足分や印刷については、日本郵便株式会社大和郵便局までお問合せください。

電話046-261-1785 (受付時間 午前8:00～午後7:00)

◆郵便番号は変更になるのか？

答え 中央林間六丁目～九丁目は - になります。

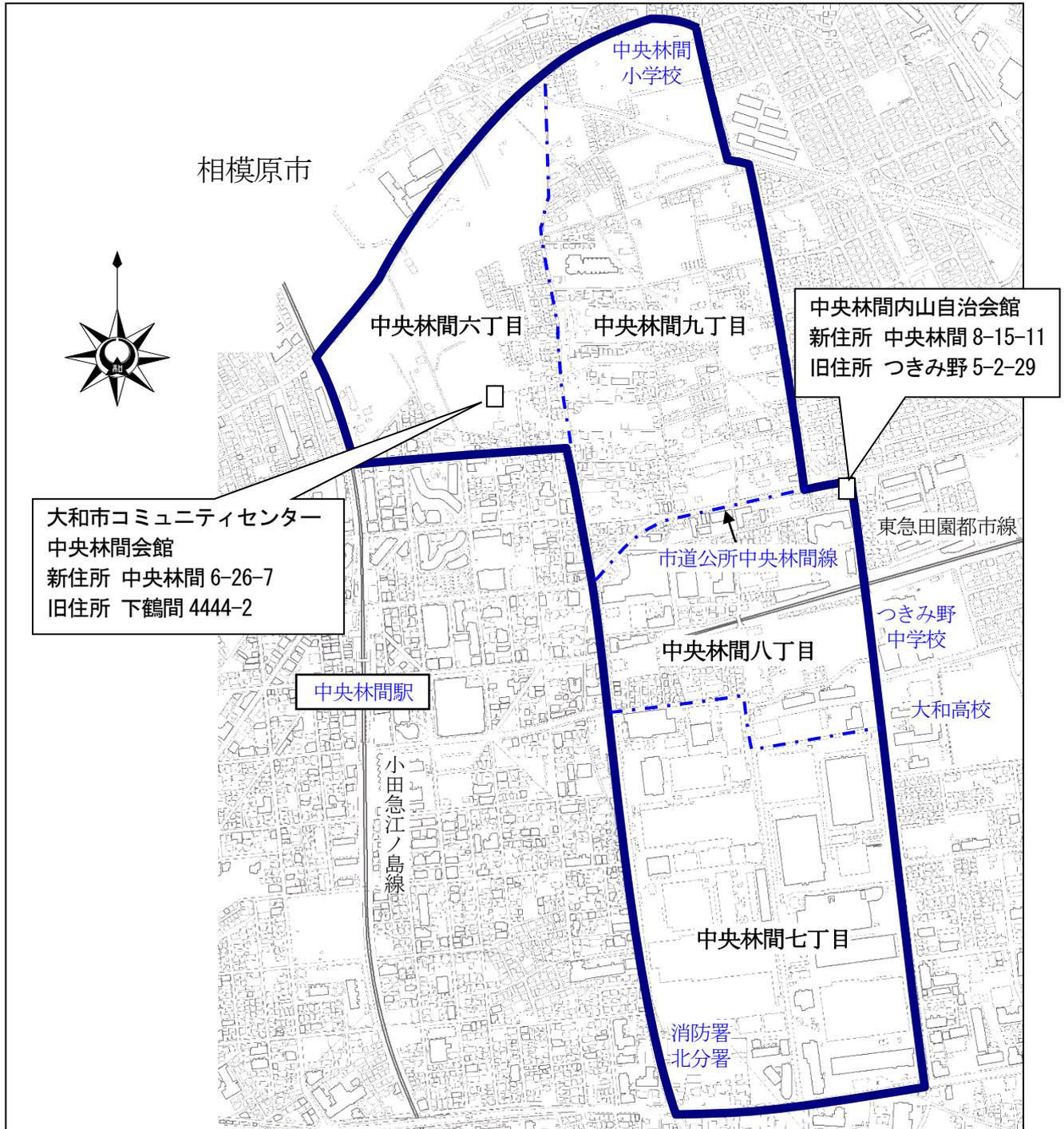
◆郵便物は旧住所でいつまで届くのか？

答え 旧住所での郵便物は、住居表示の実施後数年程度は配達されます。

◆自治会や通学区域の変更はあるのか？

答え 住居表示の実施に伴って、これらの区域が変わることはありません。

■会場案内図



日程	時間	相談会対象者	会場
9月21日(金)	午前11時～午後1時 午後2時～午後8時	新しい住所が中央林間七、八丁目にお住まいの方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月22日(土)	午前11時～午後1時 午後2時～午後8時	新しい住所が中央林間六、九丁目にお住まいの方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月23日(日)	午前11時～午後1時 午後2時～午後5時	全ての方	大和市コミュニティセンター中央林間会館
9月24日(月・祝)	午前11時～午後1時 午後2時～午後5時	全ての方	中央林間内山自治会館

※対象区域の新住所については、今回お配りした住居表示通知書に記載されている実施後の住所をご確認ください。